

平成16年8月
警察庁生活安全局

「古物営業法施行規則の一部改正試案」に対する意見の募集について
警察庁では、古物営業法施行規則を改正することを検討しております。

現在、検討している内容は、「古物営業法施行規則の一部改正試案」(別紙)のと
おりです。

これに関し御意見のある方は、平成16年9月19日までに次のあて先に御意見をお
寄せください。

通 信 方 法	あ て 先
(1) 電子メールの場合	sspc@npa.go.jp
(2) 郵送の場合	警察庁生活安全局生活安全企画課 犯罪抑止対策室 〒100-8974 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号
(3) FAXの場合	03-3581-0096

(提出上のお願い)

- ・ 電話による御意見は受け付けておりません。また、頂いた御意見に対する個別の回答はいたしかねます。
- ・ 頂いた御意見は、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を除き、公開されることがありますので、あらかじめ御承知おきください。

古物営業法施行規則の一部改正試案

古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」といいます。）第13条第3項、第27条及び第30条の規定に基づく古物営業法施行規則の一部を改正する規則案の概要は、次のとおりです。

1 管理者に得させる知識等

古物商又は古物市場主は、自動二輪車又は原動機付自転車を取り扱う営業所の管理者について、自動車を取り扱う営業所の管理者と同様に（注）一定の知識、技術又は経験をさせるよう努めなければならないこととします。

（注）古物商又は古物市場主は、自動車を取り扱う営業所又は古物市場の管理者については、不正品の疑いがある自動車の車体、車台番号打刻部分等における改造等の有無並びに改造等がある場合にはその態様及び程度を判定するために必要とされる知識、技術又は経験をさせるよう努めなければならないこととされています。

2 情報の提供を受けることができる者

法第27条の「盗品等の売買等の防止に資するため、盗品等に関する情報の提供を求める者で国家公安委員会規則で定めるもの」は、古物商、古物市場主若しくは古物競りあわせん業者又はこれらの者を直接若しくは間接の構成員とする団体からの盗品等に関する情報についての照会に対し回答する業務（以下「回答業務」といいます。）を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして4の承認を受けた法人その他の団体（以下「盗品売買等防止団体」といいます。）とします。

3 承認の申請

（1）4（1）の承認を受けようとする法人その他の団体は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を回答業務の本拠となる事務所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」といいます。）に提出しなければならないこととします。

ア 名称及び住所並びに代表者の氏名

イ 回答業務を実施する事務所の名称及び所在地

（2）（1）の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならないこととします。

- ア 定款若しくは寄附行為又はこれらに相当する書類（以下「定款等」といいます。）
- イ 役員に係る最近5年間の略歴を記載した書面及び住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）
- ウ 役員に係る法第4条第1号から第5号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- エ 資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面
- オ 回答業務に関する事業計画書及び収支予算書
- カ 回答業務の実施に関する規程（以下「業務規程」といいます。）
- キ 回答業務に関して知り得た情報の適正な管理及び使用に関する規程（以下「情報管理規程」といいます。）

（3）業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとします。

- ア 回答業務の実施の方法に関する事項
- イ 回答業務を利用する者の範囲に関する事項
- ウ 回答業務を実施する時間及び休日に関する事項
- エ 前各号に掲げるもののほか、回答業務の実施に関し必要な事項

（4）情報管理規程で定めるべき事項は、次のとおりとします。

- ア 回答業務に関して知り得た情報の適正な管理及び使用に関する職員の意識の啓発及び教育に関する事項
- イ 回答業務に関して知り得た情報の管理及び使用に係る事務を統括管理する者の指定に関する事項
- ウ 回答業務に関して知り得た情報の記録された物の紛失、盗難及びき損を防止するための措置に関する事項
- エ アからウに掲げるもののほか、回答業務に関して知り得た情報の適正な管理又は使用を図るため必要な措置に関する事項

4 承認

公安委員会は、3（1）の規定による承認申請書の提出があった場合において、その申請に係る法人その他の団体が次のアからエまでのいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとします。

- ア 定款等において回答業務を実施する旨の定めがあること。
- イ 役員のうち法第4条第1号から第5号までのいずれかに該当する者がいないこと。
- ウ 回答業務を適正かつ確実に実施するために必要な業務規程及び情報管理規程が定められていること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、回答業務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものであること。

5 承認の通知等

公安委員会は、4の承認を行ったときは、書面をもって、申請者にその旨を通知するとともに、その旨を官報により公示しなければならないこととします。

6 名称等の変更の届出

- (1) 盗品売買等防止団体は、3(1)ア又はイに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、変更しようとする年月日及び変更しようとする事項を記載した変更届出書を公安委員会(公安委員会の管轄区域を異にして回答業務の本拠となる事務所を変更したときは、変更後の回答業務の本拠となる事務所の所在地を管轄する公安委員会)に提出しなければならないこととします。
- (2) 公安委員会は、(1)の規定による変更届出書の提出があったときは、変更しようとする年月日及び変更しようとする事項を官報により公示しなければならないこととします。
- (3) 盗品売買等防止団体は、3(2)アからエまでに掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、当該変更の日から14日以内に、変更後の事項を記載した書類を公安委員会に提出しなければならないこととします。
- (4) 盗品売買等防止団体は、業務規程又は情報管理規程を変更しようとするときは、あらかじめ、公安委員会の認可を受けなければならないこととします。

7 事業報告等

- (1) 盗品売買等防止団体は、毎事業年度の開始前に、回答業務に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、公安委員会に提出しなければならないこととします。これを変更しようとするときも、同様とします。
- (2) 盗品売買等防止団体は、毎事業年度終了後3月以内に、回答業務に関する事業報告書及び収支計算書を作成し、公安委員会に提出しなければならないこととします。
- (3) 公安委員会は、盗品売買等防止団体の回答業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、盗品売買等防止団体に対し、回答業務に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができることとします。

8 是正又は改善の勧告

公安委員会は、盗品売買等防止団体がこの規則の規定に違反したとき、又は盗品

盗品等防止団体の回答業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、盗品売買等防止団体に対し、その是正又は改善のため必要な措置をとるべきことを勧告することができることとします。

9 回答業務の廃止の届出

- (1) 盗品売買等防止団体は、回答業務を廃止しようとするときは、廃止の理由及び時期を記載した廃止届出書を公安委員会に提出しなければならないこととします。
- (2) 公安委員会は、(1)の規定による廃止届出書の提出があったときは、その旨を官報により公示しなければならないこととします。

10 承認の取消し

- (1) 公安委員会は、盗品売買等防止団体が次のアからエまでのいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができることとします。
 - ア 偽りその他不正の手段により4の承認を受けたとき。
 - イ 4アからエまでのいずれかに適合しなくなったとき。
 - ウ 公安委員会が7(3)の規定により盗品売買等防止団体から報告又は資料の提出を求めた場合において、その報告若しくは資料の提出がされず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出がされたとき。
 - エ 8の規定による勧告があったにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるとき。
- (2) 公安委員会は、前項の規定により盗品売買等防止団体の承認を取り消したときは、その旨を官報により公示しなければならないこととします。

11 提供を行う情報

公安委員会が法第27条の規定により盗品売買等防止団体に対し提供を行う情報は、盗品等に関する情報のうち、盗品等に付された番号、記号その他の符号とします。